

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

1 対象部局等

総 務 部 総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、
地域コミュニティ課

市民生活部 市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金
課

健康福祉部 福祉課、生活支援課、高齢者支援課、介護保険課、保育児
童課、元気づくり課、子育て支援課

都市整備部 上下水道課、上下水道施設課

選挙管理委員会事務局

2 範囲

- (1) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までににおける財務及び事務の執行状況
- (2) 令和 6 年度における補助金等の執行状況
- (3) その他事務事業の執行状況

第 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少

の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、補助金等の交付決定前及び実績報告に係る書類の審査及び調査事務を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに、監査を実施するとともに、所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 日程

令和6年12月6日～ 令和7年2月13日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、事情聴取等の中で行った指導、助言については改善を図られたい。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

1 未活用の行政財産（土地）の把握について（管財課）

行政財産については、各課で管理をされているところであるが、未活用の行政財産については、調査がなされていない状況である。適正な管理を行うためにも、管財課において、市全体の未活用の行政財産（土地）の状況把握に努められたい。

2 財産管理について（管財課）

庁舎玄関前の太宰府市まちづくり支援自動販売機について、行政財産使用許可に関しては管財課で許可をしているが、その収益に係る寄附金に関しては、経営企画課が基金に積み立てている。収益を伴う使用許可を行う場合は、その収益についての取扱いを定め、根拠を明確にされたい。